

令和7年度第7回諏訪区地域協議会
令和8年2月9日
議題(1) 諮問事項
資料No.1
こども家庭センター

上 こ 第 1638 号
令和7年12月24日

諏訪区地域協議会
会 長 山 田 哲 平 様

上越市長 小 菅 淳 一
(こども・子育て部こども家庭センター)

諏訪児童館の廃止について(諮問)

下記の事項について、上越市域自治区の設置に関する条例第7条第2項の規定により意見を求めます。

記

諮問第11号 諏訪児童館の廃止について
※ 諮問内容については、別紙のとおり

[諮問理由]

諏訪地区公民館整備事業として、旧小学校校舎に隣接する諏訪児童館用地を含めた一体的な整備を計画しているため、当該施設を廃止することに関し、諏訪区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

別紙

現況	諮問内容
<p>1 設置 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 3 項の規定に基づき、児童に健全な遊びを与えその健康を増進し、又は情操をゆたかにするため、次のとおり児童館を設置する。</p> <p>2 名称及び位置 諏訪児童館（大字北田中 357 番地）</p>	<p>1 廃止予定日 令和 8 年 4 月 1 日</p>

※ 施設の概要等については参考資料のとおり

令和7年度第7回諏訪区地域協議会
令和8年2月9日
議題(1) 諮問事項
資料No.2
こども家庭センター

諏訪児童館の廃止について

1 これまでの経過

- ・昭和41年に諏訪児童館（へき地保育所機能、放課後等における児童の遊び場、子供会や母親クラブ等地域組織の活動の場等の機能）を開設
- ・昭和55年の諏訪保育園の開設に伴い、諏訪児童館での保育園機能を移管
- ・平成27年から「諏訪小学校放課後児童クラブ」を併設
- ・利用者数の減少と放課後児童クラブの機能が戸野目小学校に移転することに伴い、令和7年4月より児童館を休止

2 廃止の理由

- ・諏訪地区公民館整備事業として、旧小学校校舎に隣接する諏訪児童館用地を含めた一体的な整備を計画しているため、当該施設を廃止するもの

3 廃止日 令和8年4月1日（予定）



▲ 位置図



▲ 現況写真